

島根労働局発表  
令和7年12月15日(月)

担当 島根労働局労働基準部監督課  
課長 大塚由己  
主任監察監督官 元行展久  
電話 0852-31-1156

## 島根県内における外国人技能実習生及び特定技能外国人を使用する事業場 に対して行った令和6年の監督指導等の状況を公表します

島根労働局(局長 岩見 浩史)は、このたび、県内の4労働基準監督署が令和6年に外国人技能実習生(以下「技能実習生」)又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

### 令和6年の監督指導の概要

#### 【技能実習生関係】

労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した80事業場のうち63事業場(78.8%)。

主な違反事項は、就業規則(22.5%) 安全基準(21.3%) 衛生基準(16.3%) 年次有給休暇(16.3%)の順に多かった。

#### 【特定技能外国人関係】

労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した32事業場のうち28事業場(87.5%)。

主な違反事項は、就業規則(25.0%) 労働時間(18.8%) 割増賃金の支払(18.8%) 安全基準(15.6%)の順に多かった。

島根労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、関係機関と連携して、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙1】技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和6年)

【別紙2】特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和6年)

(参考)

外国人技能実習制度について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/global\\_cooperation/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html)

技能実習法による技能実習制度についてのお問い合わせ（出入国在留管理庁ホームページ）

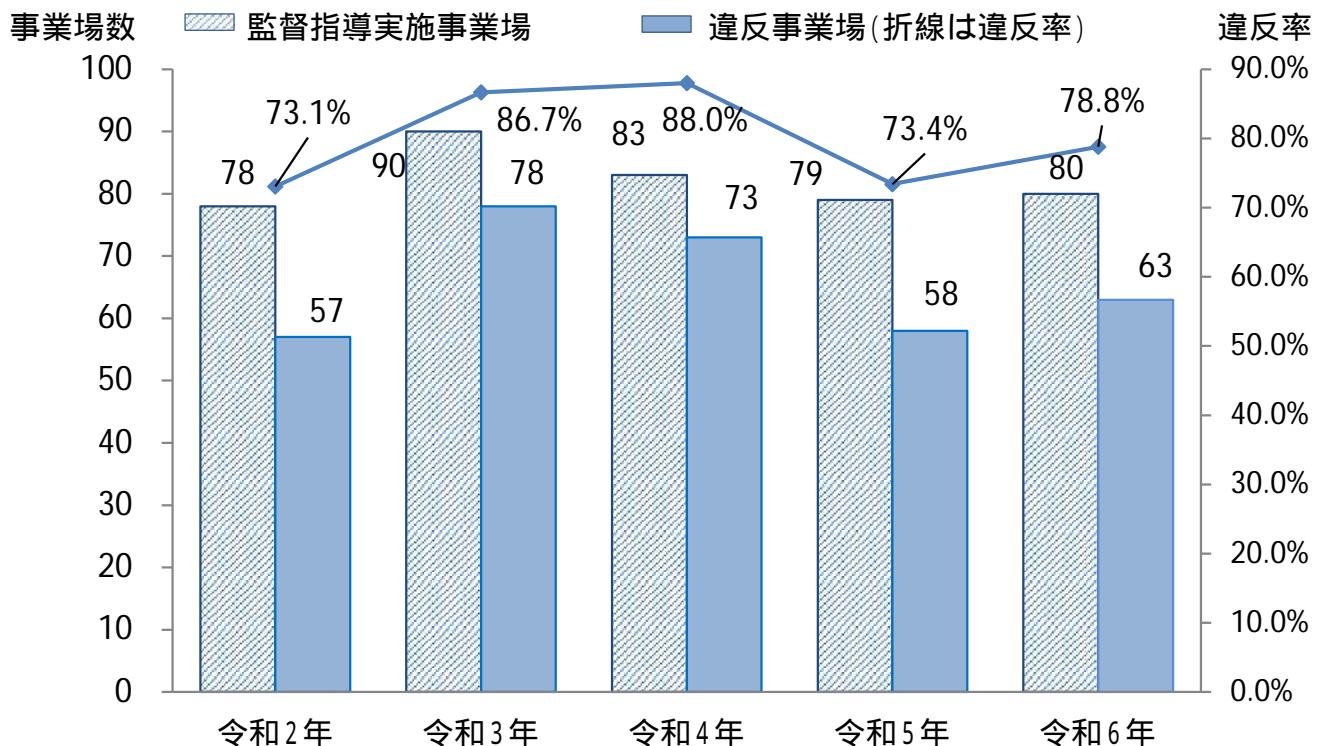
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

# 技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況 (令和6年)

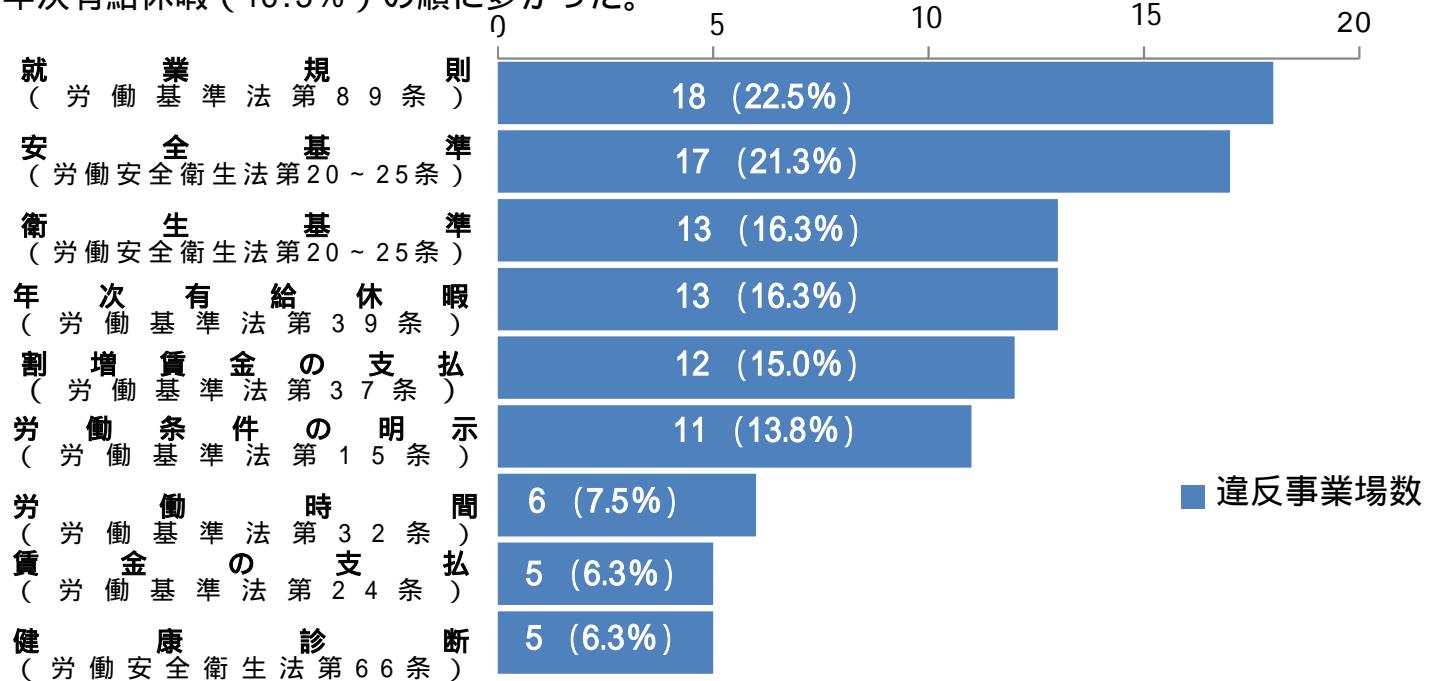
## 1 監督指導状況

島根県内の労働基準監督署において、労働基準関係法令が疑われる技能実習生を使用する80事業場の監督指導を実施し、その78.8%に当たる63事業場で同法令違反が認められた。

<注>違反は技能実習生を使用する事業場に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



違反事項は、就業規則(22.5%)、安全基準(21.3%)、衛生基準(16.3%)、年次有給休暇(16.3%)の順に多かった。



<注>一の事業場に違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事業場数の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった

主な業種	監督指導 実施 事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項		
建設	21	16 (76.2%)	・割増賃金 ・安全基準 各 5 (23.8%)	・労働条件の明示 ・就業規則 各 3 (14.3%)	衛生基準 2 (9.5%)
食料品製造	13	9 (69.2%)	就業規則 3 (23.1%)	・割増賃金 ・年次有給休暇 ・安全基準 各 2 (15.4%)	・労働時間 ・衛生基準他 各 1 (7.7%)
衣服その他の纖維製品製造	10	9 (90.0%)	・年次有給休暇 ・就業規則 各 4 (40.0%)	・労働条件の明示 ・割増賃金 ・衛生基準 各 1 (10.0%)	
金属製品製造	6	5 (83.3%)	衛生基準 4 (66.7%)	安全基準 3 (50.0%)	・賃金の支払 ・労働時間 ・就業規則他 各 2 (33.3%)
商業	6	5 (83.3%)	安全基準 2 (33.3%)	・労働条件の明示 ・労働時間 ・年次有給休暇 各 1 (16.7%)	
<参考> 全業種	80	63 (78.8%)	就業規則 18(22.5%)	安全基準 17(21.3%)	・衛生基準 ・年次有給休暇 各13(16.3%)

<注1>

「主な業種」は、監督指導実施事業場数が多かった順に5つの業種の内容を取りまとめたものである。

<注2>

業種ごとの内訳は以下のとおり。

建設

: 土木工事業、建築工事業、その他の建設業

食料品製造

: 肉・乳製品、水産食料品、農産食料品、パン・菓子製造 等

衣服その他の纖維製品製造

: 外衣下着製造業、その他の纖維製品製造業

金属製品製造

: 洋食器・刃物製造業、ねじ等製造業、金属プレス製造業

商業

: 卸売業、小売業、理美容業 等

## 事例 1

### 年次有給休暇等について指導

製造業を営む事業場において労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため、立入調査を行ったところ、受け入れている外国人技能実習生について、年5日以上年次有給休暇を付与していなかったことが認められた。また、割増賃金に関する取扱いを変更していたが、就業規則を変更し変更届を所轄の監督署長に届出ていなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

- 1 年次有給休暇の付与日数が年10日以上の労働者については、使用者が時季を指定することにより、年5日以上年次有給休暇を取得させる必要があることを説明した上で、労働基準法第39条違反として是正勧告した。
- 2 常時10人以上の労働者を使用する事業場は、法に定める事項について就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があり、変更した場合も同様であることを説明した上で、就業規則の変更届を所轄の監督署長に届出ていなかったことについて、労働基準法第89条違反として是正勧告した。

#### 指導後の会社の取組

外国人技能実習生に対して、年5日以上の年次有給休暇を取得する必要があることを説明し、年間カレンダーにおいて年次有給休暇促進日を定め、各労働者の希望を聞いた上で取得すべく是正改善することとした。

変更した部分について就業規則を改正し、当該就業規則の変更届を所轄の監督署長に届出し、違法状態を是正改善した。

## 事例 2

### 医師等からの意見聴取について指導

卸売業を営む事業場において労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため、立入調査を行ったところ、受け入れている外国人技能実習生について、定期健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見を聞いていなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

定期健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聽かなければならないことを説明した上で、労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2違反として是正勧告した。

#### 指導後の会社の取組

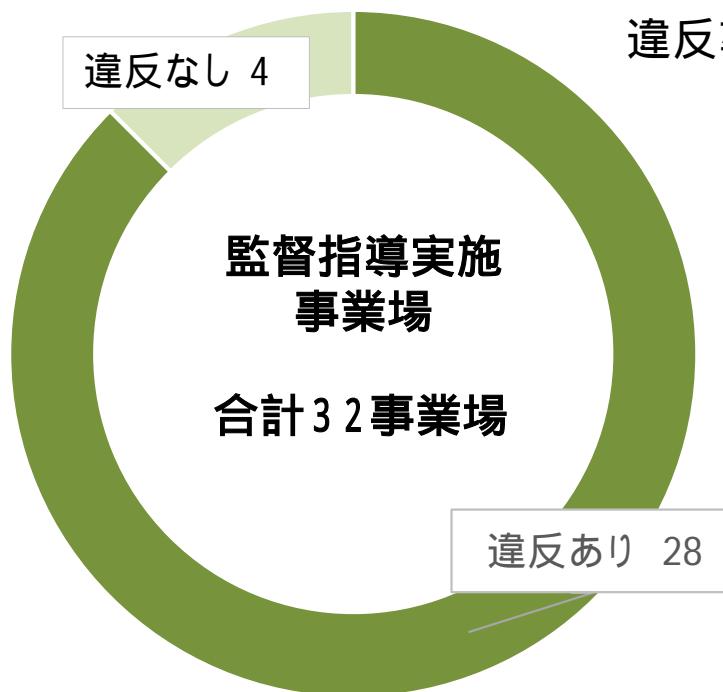
実施した定期健康診断の結果に基づき、速やかに医師から意見を聞き、違法状態を是正改善した。

# 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況 (令和6年)

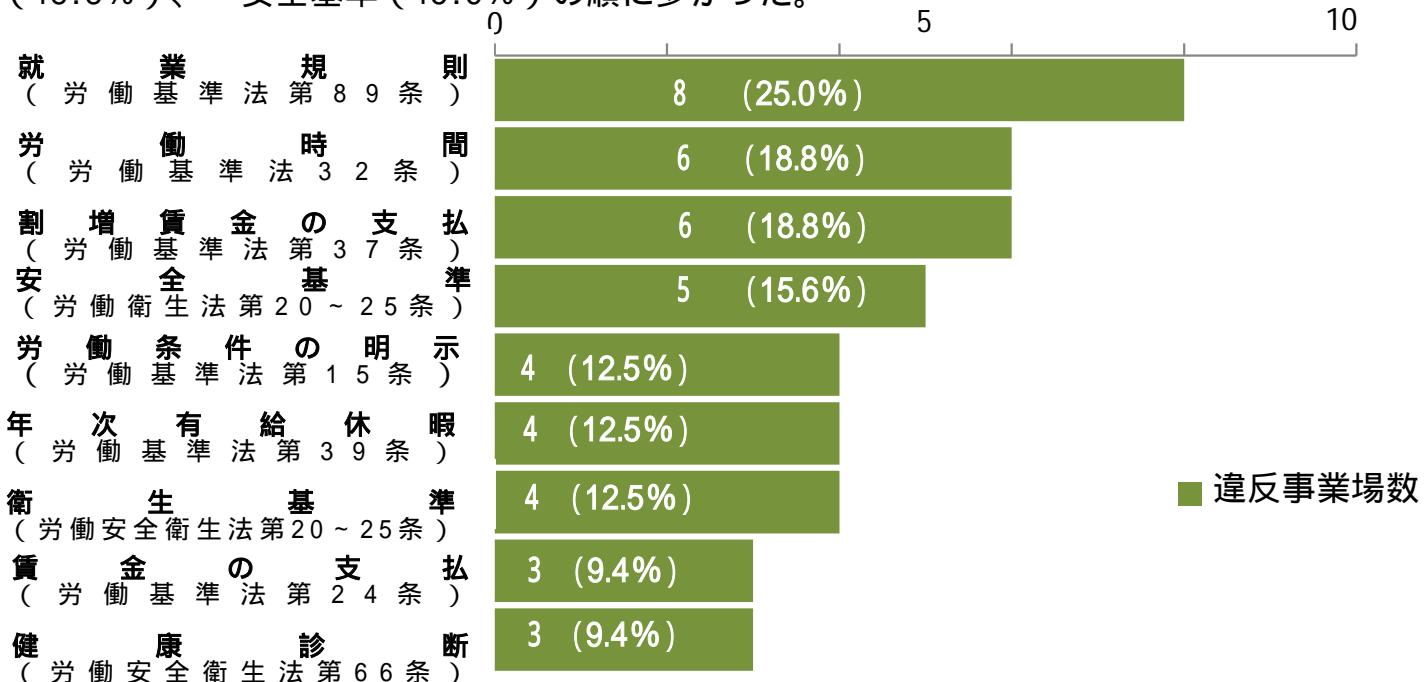
## 1 監督指導状況

島根県内の労働基準監督署において、労働基準関係法令が疑われる特定技能外国人を使用する32事業場の監督指導を実施し、その87.5%に当たる28事業場で同法令違反が認められた。

<注>違反は特定技能外国人を使用する事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。



違反事項は、就業規則(25.0%)、労働時間(18.8%)、割増賃金の支払(18.8%)、安全基準(15.6%)の順に多かった。



<注>一の事業場に違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事業場数の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった

主な業種	監督指導 実施 事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項		
保健衛生	11	9 (81.8%)	・労働時間 ・割増賃金 ・年次有給休暇 各 2 (18.2%)		
建設	10	8 (80.0%)	・労働条件の明示 ・割増賃金 ・安全基準 ・衛生基準 各 2 (20.0%)		
食料品製造	4	4 (100.0%)	・労働時間 ・割増賃金 ・年次有給休暇 ・就業規則 ・安全基準 各 1 (25.0%)		
金属製品 製造	4	4 (100.0%)	・就業規則 ・安全基準 ・衛生基準 各 2 (50.0%)		
<参考> 全業種	32	28 (87.5%)	就業規則 8 (25.0%)	・労働時間 ・割増賃金 各 6 (18.8%)	安全基準 5 (15.6%)

<注1>

「主な業種」は、監督指導実施事業場数が多かった順に4つの業種の内容を取りまとめたものである。

<注2>

業種ごとの内訳は以下のとおり。

保健衛生

: 医療保険業、社会福祉施設、その他の保健衛生

建設

: 土木工事業、建築工事業、その他の建設業

食料品製造

: 肉・乳製品、水産食料品、農産食料品、パン・菓子製造 等

金属製品製造

: 洋食器・刃物製造業、ねじ等製造業、金属プレス製造業